

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所  
平成14.12.31 理事 鈴木 國 幹 余市郡仁木町銀山1丁目446番地

## 北海道告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

認可年月日 土地改良区名  
平成14.12.27 北見土地改良区  
同 15.1.14 浦河町土地改良区

## 北海道告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（田浦北地区水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水））事業の土地改良事業計画を定めた。その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成15年1月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

## 北海道告示第67号

道営土地改良（兵村地区畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年1月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

## 北海道告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年1月10日、平取町の行う土地改良（トエナイ地区基盤整備促進

### 目次

#### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出.....（土地改良指導課） 69
- 土地改良区の定款の変更の認可.....（土地改良指導課） 69
- 道営土地改良事業計画の決定.....（土地改良指導課） 69
- 道営土地改良事業変更計画の決定.....（土地改良指導課） 69
- 土地改良事業の計画変更の同意.....（土地改良指導課） 69
- 家畜伝染病の発生.....（酪農畜産課） 70
- 知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）.....（治山課） 70
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（2件）.....（治山課） 71
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 71
- 建設業者に対する監督処分.....（建設情報課） 71
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了.....（道路計画課） 73
- 都市計画の変更の案の縦覧.....（都市計画課） 73

#### 公 表

- 知事表彰の受賞者.....（人事課） 77

#### 公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....（税務課） 78
- 定置漁業の休業の届出.....（漁業管理課） 78
- 職務育成品種の品種登録.....（木材振興課） 78

#### 道教育庁胆振教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 78

#### 道選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正..... 79

#### 道警察本部告示

- 一般競争入札の実施に関する公告..... 79

### 告 示

北海道告示第64号

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

[基盤整備]（農業用排水）事業の土地改良事業計画の変更同意した。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第69号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	河東郡士幌町字上音更21番地277	平成14.12.9
同	同	同	1	紋別郡雄武町字幌内668番地	同 14.12.10
同	同	同	1	広尾郡大樹町字拓進250番地	同
同	同	同	1	河西郡芽室町雄馬別12線26番地4	同 14.12.11
同	同	同	1	河東郡音更町字豊田東7線7番地	同
同	同	同	1	河東郡音更町字中音更基線50番地	同
同	同	同	1	紋別郡雄武町字北雄武425番地の5	同 14.12.17
同	同	同	1	足寄郡足寄町上足寄169番地の8	同
同	同	同	1	河東郡音更町字上然別西7線90番地	同 14.12.18
同	同	同	5	河東郡音更町字東士狩北3線10番地	同
同	同	同	1	野付郡別海町西春別344番地の41	同
同	同	同	1	常呂郡訓子府町字協成234番地	同 14.12.19
同	同	同	1	足寄郡陸別町字陸別17番地の12	同 14.12.25
同	同	同	2	河東郡音更町字長流枝16番地	同

北海道告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 場所 浜益郡浜益村大字群別村字雄冬241の2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第71号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 場所 沙流郡平取町字小平72の1・73（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小平72の1・73（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第72号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所  | 常呂郡佐呂間町字仁倉383の2、383の3、397の2、409の2、409の3 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 風害の防備                                   |
| 3 | 解除の理由         | 指定理由の消滅                                 |

### 北海道告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所  | 標津郡中標津町字中標津2208・2209(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)                        |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 風害の防備   |
| 3 | 解除の理由         | 道路用地とするため<br>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。) |

### 北海道告示第74号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

- |   |              |                               |
|---|--------------|-------------------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 中川郡池田町字千代田733の3(次の図に示す部分に限る。) |
|---|--------------|-------------------------------|

- |   |               |          |
|---|---------------|----------|
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
|---|---------------|----------|

- |   |       |            |
|---|-------|------------|
| 3 | 解除の理由 | 排水路用地とするため |
|---|-------|------------|

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第75号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日
株式会社恵明八ウジング 稲葉 龍彦	江別市元町5-35	般-12 石第1851号	一部廃業 とび・土工	平成14.12.6
札幌シートフレイム株式会社 相川 正	札幌市白石区中央2-1-5	般・特-11 石第9448号	全部廃業	同 14.12.9
株式会社三共メターレン 佐久間 敏	札幌市東区北33東18-1	般-14 石第15935号	同	同 14.12.12
江南建設株式会社 賀澤 修	札幌市豊平区福住2-6-2	般・特-12 石第4668号	一部廃業 土木、舗装、水道	同
つうけん商事株式会社 皆川 利一	札幌市西区八軒10西12	般-12 石第15839号	全部廃業	同 14.12.17
株式会社環境メンテックス 木幡 容久	札幌市豊平区西岡3-12	般-14 石第14199号	同	同
有限会社札工エレクション 柏谷 タマエ	札幌市白石区北郷2-8	般-13 石第15393号	同	同 14.12.18
有限会社ケントワークス 破産管財人 開本 英幸	札幌市中央区界川3-2	般-10 石第16146号	同	同

日建土木運輸株式会社 鈴木干城	札幌市白石区栄通 11-3	般-11 石第16764号	全部廃業	平成14.12.19	有限会社長田組 長田裕	赤平市錦町2-7	般-11 空第3175号	同	同
株式会社北野建設 中田英樹	札幌市清田区北野 3-2	般-12 石第11663号	同	同 14.12.20	渡辺重工業有限会社 渡辺洋子	士別市大通西14丁目	般-11 上第4515号	同	同 14.12.2
株式会社大谷地工業 新保正弘	札幌市白石区栄通 21-22	般-12 石第11815号	同	同	株式会社コーシン 布施浩二	旭川市東鷹栖東1-4	般-11 上第4506号	同	同 14.12.9
株式会社郁栄 多田功	札幌市西区山の手 1-12	般-11 石第9519号	同	同 14.12.24	山口工業所 山口利幸	旭川市末広1条4-1	般-9 上第940号	同	同 14.12.17
札幌斗セキ販売株式会社 木嶋重雄	札幌市厚別区青葉 町8-11	般-14 石第6436号	同	同 14.12.25	美深建設業協同組合 小池福夫	美深町字東1条北 6丁目	般-13 上第2715号	同	同 14.12.24
目時商事株式会社 目時正喜	札幌市東区北43東 1-6	般-12 石第4497号	同	同 14.12.26	有限会社岡崎建設 岡崎豊勝	上富良野町宮町3-3	般-13 上第224号	同	同 14.12.25
函館ホーム株式会社 佐々木隆	函館市若松町6-7	般-13 渡第3521号	同	同 14.12.2	三好建設株式会社 三好忠晴	小平町字小平町 484-1	般・特-13 留第34号	同	同 14.12.10
株式会社入倉組 入倉洋二	上磯町七重浜6-2	般-13 渡第1663号	同	同 14.12.13	有限会社鈴木建設 工業 鈴木幸治	留萌市南町2-371	般-11 留第582号	同	同
株式会社三好商事 三好勝久	恵山町字川上546 番地	般-12 渡第2944号	同	同	株式会社むさし組 琴田昭	留萌市開運町1-3	般・特-13 留第48号	同	同
有限会社丸正建設 興業 播磨康吉	函館市赤川1-17	般-13 渡第3739号	一部廃業 土木	同 14.12.17	佐藤組 佐藤一夫	羽幌町大字焼尻	般-12 留第552号	同	同 14.12.26
玉井環境システム 株式会社 玉井徹	小樽市銭函3-524	般-11 後第1721号	一部廃業 建築	同 14.12.3	株式会社道和建設 田村則子	美幌町字美禽16	般-14 網第427号	一部廃業 造園	同 14.12.4
北開建設工業株式 会社 平口山謙一	小樽市稲穂1-7	般-9 後第1544号	全部廃業	同 14.12.4	株式会社陽気堂 岩本哲明	北見市豊地22	般-9 網第595号	一部廃業 電気	同 14.12.17
有限会社友栄建設 佐々木竹男	赤平市宮下町3-1	般-12 空第2795号	一部廃業 管、造園	同 14.12.3	西川建設株式会社 加藤敏和	東藻琴村290	般-11 網第632号	全部廃業	同 14.12.24
株式会社丸恵太田 組 太田恵也	奈井江町字奈井江 18	般・特-13 空第721号	全部廃業	同 14.12.18	有限会社阿部組 阿部孝治	登別市登別東町3-5	般-13 胆第2676号	同	同 14.12.16
有限会社庶路建設 清算人 宮木金治	清水沢清陵町46	般-14 空第1908号	同	同 14.12.27	ダイセイ電気計装 株式会社 大西壽美子	室蘭市知利別町1-14	般-12 胆第2549号	一部廃業 管、機械	同 14.12.20
					有限会社ステム製 作所 黒田靖敏	釧路市星が浦大通 5-2	般-12 釧第2182号	全部廃業	同 14.12.2
					株式会社アサクラ 朝倉一滋	釧路市昭和中央6-3	般-9 釧第2132号	同	同 14.12.3

若園建設株式会社 若園英隆 有限会社別海工運 河合正一	釧路市千歳町1- 27 別海町中春別南町 21-15	般-12 釧第96号 般-11 根第623号	一部廃業 建築 全部廃業	平成14.12.13 同 14.12.24
--------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	--------------------	--------------------------

#### 北海道告示第76号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

- |          |  |
|----------|--|
| 1 路線名    | 厚岸町道床潭末広間道路                              |
| 2 工事区間   | 厚岸郡厚岸町字床潭295番4地先から<br>厚岸郡厚岸町字床潭296番2地先まで |
| 3 工事の種類  | 改築                                       |
| 4 工事完了の日 | 平成15年1月30日                               |

#### 北海道告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号060-8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

##### 1 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域と市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域  
白老町字虎杖浜の一部、字竹浦の一部
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域  
なし  
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び白老町都市整備課

##### 2 釧路圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域と市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域  
釧路町河畔の一部
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域  
なし  
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び釧路町都市計画課

##### 3 函館圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域と市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域  
函館市海岸町、港町2丁目、大町、鈴蘭丘町の各一部、上磯町追分4丁目の一部、七飯町本町及び桜町の各一部
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域  
なし  
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、函館市都市建設部都市計画課、上磯町建設部都市住宅課及び七飯町都市住宅課

##### 4 千歳恵庭圏都市計画土地区画整理事業に係る事項

- (1) 都市計画の種類 土地区画整理事業
- (2) 都市計画を定める土地の区域
 

名	称	位	置
恵庭市黄金土地区画整理事業		恵庭市黄金町、戸磯及び相生町の各一部	

 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び恵庭市企画部都市計画課

##### 5 函館圏都市計画臨港地区に係る事項

- (1) 都市計画の種類 臨港地区
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 追加する土地の区域  
函館市大町、海岸町及び港町2丁目の各一部
  - イ 除外する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び函館市港湾部管理課

6 小樽都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・2・1号 中央通	小樽市色内2丁目	小樽市稲穂3丁目	小樽市稲穂3丁目
幹線街路	3・2・2号 花園学校通	小樽市花園3丁目	小樽市花園4丁目	小樽市花園4丁目
幹線街路	3・3・5号 住吉線	小樽市住吉町	小樽市住ノ江1丁目	小樽市住ノ江1丁目
幹線街路	3・3・6号 公園通	小樽市山田町	小樽市花園4丁目	小樽市花園3丁目
幹線街路	3・3・7号 小樽中央線	小樽市塩谷1丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市稲穂2丁目
幹線街路	3・3・8号 蘭島中央線	小樽市蘭島1丁目	小樽市忍路1丁目	小樽市蘭島1丁目
幹線街路	3・4・9号 銭函運河線	小樽市銭函2丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目
幹線街路	3・4・10号 手宮仲通	小樽市清水町	小樽市色内3丁目	小樽市豊川町
幹線街路	3・4・11号 龍宮通	小樽市色内2丁目	小樽市稲穂4丁目	小樽市稲穂4丁目
幹線街路	3・4・12号 緑山手線	小樽市色内1丁目	小樽市天神1丁目	小樽市稲穂2丁目
幹線街路	3・4・13号 入舟線	小樽市住吉町	小樽市松ヶ枝1丁目	小樽市入船1丁目
幹線街路	3・4・14号 若松線	小樽市住吉町	小樽市天神2丁目	小樽市奥沢1丁目
幹線街路	3・4・15号 本通線	小樽市色内2丁目	小樽市勝納町	小樽市堺町
幹線街路	3・4・16号 大通北線	小樽市錦町	小樽市新富町	小樽市稲穂2丁目
幹線街路	3・4・18号 銭函海岸線	小樽市銭函2丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函2丁目

幹線街路	3・4・19号 高島中央線	小樽市高島2丁目	小樽市高島5丁目	小樽市高島3丁目
幹線街路	3・4・20号 祝津山手線	小樽市稲穂5丁目	小樽市祝津2丁目	小樽市錦町
幹線街路	3・4・21号 長橋線	小樽市梅ヶ枝町	小樽市長橋2丁目	小樽市清水町
幹線街路	3・4・22号 花穂中央線	小樽市色内1丁目	小樽市緑4丁目	小樽市稲穂1丁目
幹線街路	3・4・23号 公園南通	小樽市入船4丁目	小樽市緑2丁目	小樽市入船5丁目
幹線街路	3・4・24号 最上町線	小樽市緑2丁目	小樽市最上2丁目	小樽市最上1丁目
幹線街路	3・4・25号 奥船線	小樽市入船2丁目	小樽市奥沢3丁目	小樽市奥沢3丁目
幹線街路	3・4・26号 新富線	小樽市勝納町	小樽市新富町	小樽市新富町
幹線街路	3・4・27号 桜町本通	小樽市桜2丁目	小樽市桜1丁目	小樽市桜1丁目
幹線街路	3・4・28号 幸線	小樽市長橋4丁目	小樽市オタモイ1丁目	小樽市幸2丁目
幹線街路	3・4・29号 オタモイ線	小樽市オタモイ1丁目	小樽市オタモイ1丁目	小樽市オタモイ1丁目
幹線街路	3・4・30号 蘭島仲通	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目
幹線街路	3・4・31号 蘭島海岸線	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目	小樽市蘭島1丁目
幹線街路	3・4・32号 十万坪線	小樽市桂岡町	小樽市桂岡町	小樽市桂岡町
幹線街路	3・4・33号 御膳水通	小樽市銭函2丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目
幹線街路	3・5・37号 新宮横通	小樽市銭函2丁目	小樽市星野町	小樽市見晴町
幹線街路	3・6・38号 海岸高島線	小樽市錦町	小樽市祝津3丁目	小樽市手宮1丁目
幹線街路	3・5・42号 東小樽環状線	小樽市天神1丁目	小樽市新光4丁目	小樽市望洋台1丁目
幹線街路	3・4・43号 望洋線	小樽市真栄2丁目	小樽市桜4丁目	小樽市望洋台2丁目
幹線街路	3・4・44号 桜台線	小樽市桜4丁目	小樽市望洋台1丁目	小樽市望洋台1丁目

幹線街路	3・4・45号	長橋大通	小樽市オタモイ1丁目	小樽市長橋2丁目	小樽市長橋4丁目
幹線街路	3・4・46号	長橋小学校通	小樽市長橋4丁目	小樽市長橋5丁目	小樽市長橋5丁目
幹線街路	3・4・47号	和宇尻中央通	小樽市張碓町	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目
幹線街路	3・4・48号	礼文塚通	小樽市張碓町	小樽市張碓町	小樽市張碓町
幹線街路	3・4・49号	歌棄通	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目
幹線街路	3・4・50号	銭函新通	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目	小樽市銭函1丁目
幹線街路	3・3・51号	勝納築港線	小樽市築港	小樽市築港	小樽市築港
幹線街路	3・3・52号	築港海岸通	小樽市築港	小樽市築港	小樽市築港
幹線街路	3・4・53号	ほしみ駅南通	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目
幹線街路	3・1・500号	道央新道	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目	小樽市銭函3丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び小樽市建築都市部都市計画課

## 7 網走都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号 北中央通	網走市新町1丁目	網走市北6条東1丁目	網走市北6条西6丁目
幹線街路	3・4・8号 西山通	網走市北6条西4丁目	網走市潮見8丁目	網走市錦町
幹線街路	3・4・9号 天都台通	網走市字天都山	網走市錦町	網走市錦町
幹線街路	3・4・10号 中央通	網走市南8条東1丁目	網走市海岸町	網走市北6条東1丁目
幹線街路	3・4・11号 北山通	網走市北6条西3丁目	網走市海岸町	網走市北11条西4丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び網走市建設部都市開発課

## 8 稚内都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・2・1号	広場通	稚内市大黒1丁目	稚内市大黒1丁目	稚内市大黒1丁目
幹線街路	3・2・2号	官衙通	稚内市大黒4丁目	稚内市潮見1丁目	稚内市大黒4丁目
幹線街路	3・3・3号	開運通	稚内市中央3丁目	稚内市朝日4丁目	稚内市大黒4丁目
幹線街路	3・3・4号	文化通	稚内市港2丁目	稚内市港2丁目	稚内市港2丁目
幹線街路	3・4・5号	本通南線	稚内市中央3丁目	稚内市潮見4丁目	稚内市大黒4丁目
幹線街路	3・4・6号	波止場通	稚内市中央2丁目	稚内市中央2丁目	稚内市中央2丁目
幹線街路	3・4・7号	大通	稚内市中央3丁目	稚内市中央3丁目	稚内市中央3丁目
幹線街路	3・4・8号	病院通	稚内市大黒4丁目	稚内市こまどり2丁目	稚内市こまどり1丁目
幹線街路	3・4・10号	栄通	稚内市潮見2丁目	稚内市栄5丁目	稚内市栄3丁目
幹線街路	3・4・11号	緑通	稚内市港4丁目	稚内市緑1丁目	稚内市緑1丁目
幹線街路	3・5・12号	本通北線	稚内市中央2丁目	稚内市ノシャップ2丁目	稚内市宝来5丁目
幹線街路	3・5・15号	船見通	稚内市大黒3丁目	稚内市緑6丁目	稚内市緑1丁目
幹線街路	3・4・16号	緑・富岡環状通	稚内市緑5丁目	稚内市富岡5丁目	稚内市栄1丁目
幹線街路	3・4・17号	富岡通	稚内市富岡5丁目	稚内市萩見3丁目	稚内市富岡4丁目
幹線街路	3・4・19号	高校通	稚内市栄2丁目	稚内市萩見1丁目	稚内市萩見1丁目
幹線街路	3・4・20号	球場通	稚内市緑3丁目	稚内市こまどり5丁目	稚内市緑4丁目
幹線街路	3・2・21号	はまなす通	稚内市潮見5丁目	稚内市大字声問村字声問	稚内市はまなす5丁目

幹線街路	3・4・22号	朝見通	稚内市萩見5丁目	稚内市富岡4丁目	稚内市萩見5丁目
幹線街路	3・4・23号	青葉通	稚内市大黒4丁目	稚内市栄1丁目	稚内市栄1丁目
幹線街路	3・4・24号	天北通	稚内市緑1丁目	稚内市萩見1丁目	稚内市栄1丁目
幹線街路	3・4・25号	北星通	稚内市朝日2丁目	稚内市若葉台	稚内市朝日2丁目
幹線街路	3・4・26号	萩が丘通	稚内市富岡3丁目	稚内市はまなす5丁目	稚内市富岡3丁目
幹線街路	3・3・27号	公園通	稚内市大字声問村字声問	稚内市大字声問村字声問	稚内市大字声問村字声問

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び稚内市建設部都市計画課

9 赤平都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号 中央通	赤平市錦町1丁目	赤平市字豊里	赤平市錦町3丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び赤平市建設部土木課

10 斜里都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・2号 駅前通	斜里町港町	斜里町港町	斜里町港町
幹線街路	3・4・4号 斜里網走通	斜里町港西町	斜里町字以久科北	斜里町本町

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び斜里町建設部建設課

11 帯広圏都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園

- (2) 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分

名称	位置
5・7・4 帯広の森	帯広市西25条南5丁目及び南6丁目、西24条南4丁目及び南5丁目、西23条南5丁目、西22条南5丁目、西21条南5丁目及び南6丁目、西20条南6丁目、南町及び空港南町の各一部、河西郡芽室町北伏古の各一部

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び帯広市都市開発部都市計画課

12 滝川都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分

名称	位置
6・5・1 滝の川公園	滝川市二の坂町東3丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び滝川市建設部計画課

13 函館圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
- (2) 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 函館公共下水道

イ 位置

排水区域

(ア) 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考)	面積	約4,653ha	(うち処理区域)	約4,653ha
(内訳)	南処理区	約2,494ha	(うち処理区域)	約2,494ha
	函館湾処理区	約2,159ha	(うち処理区域)	約2,159ha

(イ) 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考)	面積	約4,698ha	(うち処理区域)	約4,698ha
(内訳)	南処理区	約2,513ha	(うち処理区域)	約2,513ha
	函館湾処理区	約2,185ha	(うち処理区域)	約2,185ha

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び函館市水道局事業部下水道課

14 釧路圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 釧路公共下水道

イ 位置

排水区域

(ア) 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約5,885ha (うち処理区域 約5,569ha)

(内訳) 釧路市分 約5,271ha (うち処理区域 約4,955ha)

釧路町分 約 614ha (うち処理区域 約 614ha)

(イ) 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約5,890ha (うち処理区域 約5,574ha)

(内訳) 釧路市分 約5,271ha (うち処理区域 約4,955ha)

釧路町分 約 619ha (うち処理区域 約 619ha)

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び釧路町都市計画課

公 表

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年1月21日

北海道知事 堀 達也

北海道産業貢献賞

市(区)町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
江 別 市	萩原 健	農業団体等功労(農業協同組合)
札幌市手稲区	小池 英郎	同
森 町	三十尾 喜作	同
長万部町	加藤 清次	同
仁木町	(故)美濃 俊市	同

岩見沢市	奥村 幸一	同
滝川市	下 幸二	同
富良野市	佐々木 隆雄	同
湧別町	清水 隆二	同
訓子府町	高橋 俊一	同
白老町	岩崎 和夫	同
陸別町	西岡 隆	同
東京都渋谷区	長尾 保秀	同
石狩市	渡辺 小太郎	農業団体等功労(農業共済事業)
士別市	浅野 義雄	同
旭川市	幸田 歳男	同
更別村	高橋 博之	同
上磯町	阿部 清	農業団体等功労(農業委員会等)
江差町	小笠原 晴美	同
蘭越町	鈴木 和雄	同
美瑛町	谷本 英二	同
初山別村	高澤 國雄	同
網走市	中川 政博	同
佐呂間町	和泉 享	同
士幌町	森本 慶一	同
岩見沢市	佐藤 清	農業団体等功労(土地改良事業)
新十津川町	久保田 文雄	同
当麻町	(故)安友 榮	同
剣淵町	國井 一夫	同
上川町	荒川 成夫	同
上富良野町	鈴木 秀雄	農業団体等功労(その他農業団体)
門別町	古川 博	同
北広島市	高橋 裕郎	同
札幌市手稲区	尾池 純一	農業指導等功労(農業指導)
深川市	請川 公一	同
長沼町	渡邊 照雄	同
美瑛町	飯原 茂政	同
紋別市	森脇 道成	同
士幌町	岡部 睦男	同
浜益村	大内 弘敏	農業指導等功労(家畜衛生等)

知 内 町 今 田 恒 夫	農 業 指 導 等 功 勞(家 畜 衛 生 等)
芦 別 市 長 瀬 勝 義	同
斜 里 町 秋 川 昌 儀	同
芽 室 町 齊 藤 敢	同
釧 路 市 本 田 光 和	同
標 津 町 佐 生 明	同
栗 沢 町 尾 崎 優 一	農 業 ・ 農 村 振 興 等 功 勞(農 業 経 営 等)
中 富 良 野 町 栗 林 悟	同
美 唄 市 郷 里 の 味 な か む ら え ぶ る ん 倶 楽 部	農 業 ・ 農 村 振 興 等 功 勞(農 業 ・ 農 村 振 興)
南 幌 町 南 幌 町 民 会	同
旭 川 市 旭 正 2 生 活 改 善 グ ル ー プ	同
浜 頓 別 町 小 川 文 夫	同

まぐる・い 同 南まぐる・ 平成15年3月1日 茅部郡南茅部町字  
か・さけ定 いか・さけ から12月31日まで 木直431番地  
置漁業 定第14号 木直漁業協同組合

種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録された。  
平成15年1月21日  
北海道知事 堀 達 也

- 1 品種登録番号及び登録年月日  
第10959号 平成14年12月16日
- 2 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称  
ぶなしめじ マープレ88-8
- 3 登録品種の特性の概要  
この品種は、野生種の子実体から組織分離して選抜、育成されたものであり、種菌接種から菌かきまでの培養期間が短く、菌傘の色が暗灰黄褐色で菌柄の形が中太の菌床栽培向き品種である。菌傘の大きさは小、断面は丸山形、中央部の色は暗灰黄褐色、周辺部の色は暗黄褐色、肉の厚さは普通、肉質は普通、斑紋の多少は中、大小は中、分布の状態は周辺部以外である。菌褶の色は黄白色、並び方は正常、幅及び密度は普通である。菌柄の菌傘へのつき方は中心生、形は中太、菌傘の直径と菌柄の長さとの比率は2.1以上である。種菌接種から菌かきまでの培養期間は51～60日、菌かき後の最適温度における子実体収穫までの期間は26日以上、芽出し最適温度は15～18℃、子実体の生長最適温度は15～17℃である。子実体の発生型は株状型、収量は101～102g/瓶、有効茎本数は41本以上である。
- 4 育成者権の存続期間  
20年

公 告

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成15年1月21日  
北海道知事 堀 達 也

- 1 氏名又は名称 株式会社釧路オーク
- 2 代表者の氏名 工藤 靖雄
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 釧路郡釧路町中央1丁目18番地
- 4 指定の取消年月日 平成11年8月1日

漁業法(昭和24年法律第267号)第35条の規定に基づき、次のとおり休業の届出があった。なお、同法第36条第1項の規定による当該漁業の休業中の許可の申請期間は、平成15年1月21日から28日までとする。

平成15年1月21日  
北海道知事 堀 達 也

漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休 業 期 間	漁業権者の住所及び氏名又は名称
まぐる・いか・さけ定置漁業	南茅部町地先	南まぐる・いか・さけ定第3号	平成15年3月1日から12月31日まで	茅部郡南茅部町字白尻154番地の2 白尻漁業協同組合

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成15年1月21日

北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たりの単価)  
パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校(高等学校普通科)
- 2 落札を決定した日  
平成14年11月27日

<p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 エヌイーシーリース株式会社</p> <p>(2) 住所 東京都港区芝5丁目29番11号</p> <p>4 落札金額</p> <p>453,705円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>平成14年北海道教育庁胆振教育局告示第4号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号</p>	<p>社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院</p> <p>岩内郡岩内町字高台209番2</p> <p>57.12.8</p> <p>「同 ワークショップ」</p> <p>同 同</p> <p>歌志内市立救護施設親愛の家</p> <p>歌志内市字神威49番地1</p> <p>同 を</p> <p>「同 ワークショップ」</p> <p>同 同</p> <p>身体障害者療護施設光生舎虹の里</p> <p>同 百戸町西2丁目2番地1</p> <p>平15.1.10 に改める。</p> <p>歌志内市立救護施設親愛の家</p> <p>歌志内市字神威49番地1</p> <p>57.12.8</p> <p>」</p>
---	--

**道選挙管理委員会告示**

**道警察本部告示**

**北海道選挙管理委員会告示第3号**

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年1月21日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「道北勤医協一条通病院	同	豊岡1条1丁目7番3号	同	を
富川胃腸科病院	同	8条通10丁目左1号	同	」
「道北勤医協一条通病院	同	豊岡1条1丁目7番3号	同	」に、
「北海道厚生農業協同組合連合会総合病院 倶知安厚生病院	同	倶知安町北4条東1丁目	57.12.8	」
社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院	同	岩内郡岩内町字高台209番2	同	を
「北海道厚生農業協同組合連合会総合病院 倶知安厚生病院	同	倶知安町北4条東1丁目	57.12.8	」
医療法人社団白樺会 介護老人保健施設麓華苑	同	南3条東5丁目1番地2	平15.1.10	」に、

**北海道警察本部告示第11号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年1月21日

北海道警察本部長 上原 美都男

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
オンラインシステム用端末装置の賃貸借 360式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年3月26日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年3月25日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年1月21日から2月21日まで  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課  
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課  
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）  
 (2) 入札日時 平成15年3月3日 午前10時（郵送による場合は、必着）  
 (3) 開札場所 (1)に同じ。  
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部会計課  
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236  
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

## 8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

## 要

## 10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。  
 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236  
 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
 (6) この入札の執行は、公開する。  
 (7) 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- A . The nature and quantity of products to be procured : Personal Computer for Online System 360 sets  
 B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., March 3, 2003  
 C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236